

広島市認知症カフェ支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市認知症カフェ運営事業実施要綱第4条第1項第2号（以下「実施要綱」という。）に規定する支援金の給付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(支援対象団体等)

第2条 支援金の給付対象となる団体等（以下「支援対象団体等」という。）は、実施要綱第3条に定める認知症カフェを広島市内で自主的に運営する医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社、市民団体その他の団体又は個人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広島市内に住所を有すること。
- (2) 広島市内において認知症の人や家族等への支援の活動実績があること、認知症カフェの適切な運営を継続して行うことが見込まれること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (5) 支援金の給付を受けようとする事業について、当該年度に国、県及び市から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 支援金給付申請日現在、市税を滞納していないこと。

(支援対象事業)

第3条 支援対象事業は、実施要綱第3条に定める要件に加え、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 毎月1回以上定期的に開催され、1回当たりの活動がおおむね3時間以上であること。
- (2) 認知症に関する知識を深めるための講習会等の取組を行うこと。
- (3) 認知症カフェの運営スタッフとして毎回おおむね3人以上が配置され、そのうち1人以上は医療・介護・福祉等の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者であること。

(利用者負担金)

第4条 支援対象団体等は、認知症カフェの活動に係る経費について、認知症カフェの利用者から実費相当の範囲内で、利用者負担金を徴収することができる。

(安全管理)

第5条 支援対象団体等は、平常時から事故、事件及び災害等の危機を想定し、被害の予防に最善を尽くすとともに、発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるよう努めなければならない。

(支援金の額)

第6条 認知症カフェ1か所当たりの支援金の額は、開催1回につき1万円とし、年度ごとに24回までを限度とする。

(支援金の申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 認知症カフェ支援金給付申請書（様式第1号）〔申請団体の規約・会則等、認知症カフェの運営規約等を添付〕

- (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 認知症カフェの位置図・写真
 - (4) 誓約書（様式第3号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者が複数の拠点で認知症カフェについて支援金の給付を受けようとする場合には、拠点ごとに前項の支援金給付申請書等を提出しなければならない。
 - 3 その他申請に関することは、別に定める。

（支援金の給付決定等）

- 第8条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付又は不支給を決定し、給付を決定した場合は支援金給付決定通知書（様式第4号）により、不支給を決定した場合は支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 2 前項の給付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 支援金は、当該支援対象事業以外の目的に使用してはならないこと。
 - (2) 支援対象事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 支援対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (4) 支援対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告しその指示を受けること。
 - (5) 支援対象事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (6) その他広島市補助金等交付規則を遵守すること。
 - 3 支援金は、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項の概算払により給付する。

（給付決定の取消し）

- 第9条 市長は、支援決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 支援決定団体等が支援対象団体等に該当しなくなったとき。
 - (2) 認知症カフェの活動が第3条の支援の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前条第2項各号の条件に違反したとき。
 - (4) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、支援金給付決定取消通知書（様式第6号）により、支援決定団体等に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

- 第10条 支援決定団体等が、第8条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 認知症カフェ事業計画変更申請書（様式第7号）
 - (2) 変更事業計画書（様式第8号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、支援金事情変更による給付決定取消・変更通知書（様式第9号）により、支援決定団体等に通知するものとする。

（事業遂行状況の報告）

- 第11条 市長は支援決定団体等に対し、随時事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告等)

第12条 支援決定団体等は、当該支援対象事業が完了したときは、その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 支援対象事業実績報告書(様式第10号)
- (2) 事業実施報告書(様式第11号)
- (3) 出納簿(様式第12号)
- (4) チラシ・写真など活動内容・状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(支援金の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、支援対象事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該支援対象事業の実績が支援金の給付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、給付すべき支援金の額を確定し、支援金額確定通知書(様式第13号)により、当該支援決定団体等に通知するものとする。

2 支援決定団体等は、前項に規定する通知に基づく支援金の精算に当たり、次の各号に該当するときは、速やかにこれを返納しなければならない。ただし、第2号に該当する場合は、第6条の規定によらず、返納するものとする。

- (1) 支援対象事業の中止に伴う支援金の超過給付が生じたとき。
- (2) 剰余金が生じたとき。

3 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る支援対象事業の実績が支援金の給付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを当該支援対象事業に係る支援決定団体等に命じ、又は当該支援金の給付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る支援金の返還を命じるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、支援決定団体等に対し、認知症カフェの運営に関する報告を求め、調査をすることができる。

2 市長は、前項の結果是正が必要であると認めるときは、支援決定団体等に対し、期限を定めて是正する措置を命ずることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた支援決定団体等がこれに従わなかったときは、支援金の給付決定を取り消し、支援金を返還させることができる。

(委任規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。